

5 (4) 青少年センター個別ガイドライン 青少年センター（紅葉ヶ丘）で実施する科学部関係事業

令和2年7月10日

改定 令和2年9月4日

科学部

1 感染防止のための基本的な考え方

- 前記の2～4について取り組むとともに、別添「科学部ガイドライン」に則って青少年センターにおける事業を実施する。
- 令和2年8月末日までのイベント・講座については中止または延期する。
- イベント・講座の再開後当分の間は、状況に応じて入場人数・時間の制限や時間の短縮、申込方法の変更、整理券の配付などの措置を講ずる。また、保護者の参観や見学を制限する場合もある。

2 イベント・講座等の実施に際して講じる対策（詳細は別紙「科学部ガイドライン」）

(1) 受付時

- ・ビニールカーテン等で職員等と参加者との間を遮断する。
- ・対人距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保できるような表示・案内を行う。ただし、星空教室など保護者と小学生がともに参加する事業の場合は、家族のまとまりと他の参加者との距離を確保するなど配慮を行う。
- ・マスクの着用、咳エチケット、手洗い、手指消毒の徹底を要請する。
- ・職員が参加者の検温を行い、発熱がある場合は参加中止を要請する。
- ・次に該当する場合に参加を中止していただくよう呼びかける。
 - 発熱、息苦しさ・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある場合。
 - 過去2週間以内に新型コロナウイルス患者やその疑いのある方との濃厚接触がある場合。
 - 過去2週間以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国・地域への渡航歴又は海外渡航者との濃厚接触がある場合。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しせず、据え置きとする。
- ・掲示している「感染防止対策取組書」により「LINEお知らせシステム」への登録を案内する。

(2) イベント・講座等開催中（休憩時を含む）

- ・参加者どうしの距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保できるようにする。ただし、星空教室など保護者と小学生がともに参加する事業の場合は、家族のまとまりと他の参加者との距離を確保する。
- ・至近距離での会話、大きな声を出すことなどを避ける。
- ・実験・観察・工作に用いる器材についての共有をできるだけ避け、共有せざるを得ない場合は、使い捨て手袋の使用あるいは、使用する都度、職員が消毒を行う。

(3) 器材・会場の管理

- ・ 講座で使用する工具、器具等の消毒と、工作材料準備の際の手袋・マスク着用を徹底する。講座の開始前と終了後の消毒は特に徹底して行う。消毒液による消毒が難しい機材については清掃した後に、直接触れる箇所をラップで被覆するか使い捨て手袋を着用して使用する。
- ・ 参加者が触れる可能性のあるものについての消毒、会場の換気（1時間に2回以上）、消毒液や手洗い用洗剤の各所への設置を行う。

(4) スタッフ、出展団体などへの要請

- ・ ボランティアやアシスタント、イベント等への出展団体のスタッフも、前記3の職員等と同様の感染症拡大防止対策を行う。
- ・ 掲示している「感染防止対策取組書」により「LINEお知らせシステム」に登録する。

(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、以下の対応を行う。
 - ①速やかに別室へ隔離する。
 - ②対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講ずる。
 - ③保健所への連絡を行い、搬送や消毒、換気、濃厚接触者調査等の指示を受ける。